

男鹿市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第11条の規定に基づき、公示する。

令和5年3月9日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動 法人ひなたぼっこ	特定非営利活動法人 ひなたぼっこ 男鹿市野石字宮沢44番地	令和5年1月31日	地域密着型通所介護 第1号通所事業
		廃止年月日	
		令和5年3月31日	